委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	青梅市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/7/1494.html	

執行機関名 青梅市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	青梅市児童育成手当条例(昭和46年条例第42号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第7の項青梅市児童育成手当条例(昭和46年条例第42号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	青梅市児童育成手当条例(昭和46年10月16日条例第42号)第1条、第4条第1項第 1号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童</u> の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条第1項 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、青梅市(以下「市」という。)の区域内に住所を有するものに支給する。 (1) 父または母が死亡し、もしくは規則で定める程度の障害の状態となり、または父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
⑦独自利用事務の関連規範		青梅市児童育成手当条例(昭和46年10月16日条例第42号) 青梅市児童育成手当条例施行規則